**平成２１年（フ）第７０３号**
愛媛県松山市吉藤２丁目13番６号
債務者　平野　幸恵
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第７０４号**
愛媛県松山市桑原２丁目９番３号　田中ビル一里木ハイツ405号
債務者　松本　清美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第７２１号**
愛媛県松山市東石井７丁目５番14号
債務者　西村　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第７２４号**
愛媛県松山市北土居５丁目16番23号　レジデンスM－１－503号
債務者　浦中　美保
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第７３０号**
愛媛県伊予市米湊1016番地１
債務者　岡本理映子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第７３４号**
愛媛県松山市西垣生町447番地１
債務者　川野　明子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第５８３号**
宮崎市広島１丁目14番15号　リージングマンションV601号
債務者　川野　通雄
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第６０５号**
宮崎県宮崎郡清武町加納２丁目56番地２ラ・フォーレＳＨＯ－Ａ棟105号
債務者　永谷　雄大（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第６１０号**
宮崎県西都市大字三宅2891番地４
債務者　小緑　敏照
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第４４２号**
秋田市寺内油田２丁目１番28号
債務者　池田チヱ子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第４５７号**
秋田市八橋本町４丁目12番８号　コーポこまき101、住民票上の住所秋田県大仙市横堀字沖田115番地
債務者　小松友加里
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１７８７号**
京都府八幡市美濃山宮道25番地の36
債務者　廣野　綾乃
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１８３９号**
京都市南区東九条南烏丸町20番地　共和ビル407号
債務者　寺田　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１９５３号**
京都市南区久世東土川町288番地
債務者　塚本　誠次
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１９７５号**
京都市伏見区深草北鍵屋町988番地　深草鍵屋団地２棟203号
債務者　仲藤　虎雄
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１９７９号**
京都府長岡京市奥海印寺太鼓山21－３　フラッツ藤井306号室、住民票上の住所京都府長岡京市奥海印寺条下裏12番地37
債務者　杉　亜矢子（旧姓須原）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２００５号**
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１　向島市営住宅５－８棟407号
債務者　山田　久重
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係